

■保全型ビオトープの確実な水源確保について

- ・南側斜面は残留緑地として現況保全されるため、湧水や浸みだしは汲水しないと考えているが、想定外の事象に備え、南側斜面からの湧水や浸みだしが汲水した場合には、調整池Aや市民団体活動する水田利用後の水を導水し、少なくとも「市民団体が活動する水田」「水生生物の保全池」「湿性植物の群生地」については確実に保全する計画とした。
- ・なお、汲水した際に利用される水源となる暗渠排水については、現況生息地と同じ水である事から、水質は適切と考えられるが、工事による影響でpHがアルカリに偏る事が懸念される事から、P4-16に示した通り、適正に処理した後、ビオトープに利用する。

①調整池Aを経由した湿性地向への導水



②市民団体が活動する水田を経由して湿性地向へ導水される暗渠排水管の水

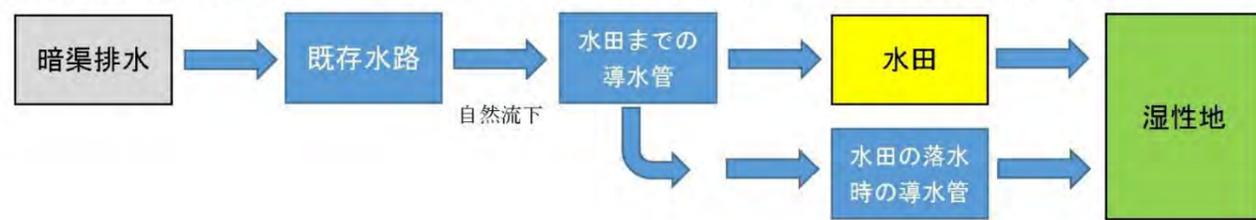


図 3-5-3-4 汲水時の保全型ビオトープイメージ図

■水生生物に配慮した保全型ビオトープの整備

東京都 RDB2010 年版における絶滅危惧Ⅱ類から、2020 年版で絶滅危惧ⅠB類にランクアップされ、希少性が高い種であり、改変区域に生息する水生生物については、全個体を保全型ビオトープへ移動保全する計画となっている。

しかし、保全型ビオトープが計画されている湿性地上には、水生生物が好む流水や止水環境が乏しく、適切な水系の整備が必要であることや、水生生物が好む多様な水環境の整備は、多様な水生生物の保全にもつながると考えられ、希少性が高い事も含め、**現況の生息環境を踏まえた**、保全型ビオトープ整備について整理した。

～現況の生息環境～

自然環境調査において水生生物が確認されている地点は、事業区域内保全型ビオトープ上流の沢と、事業区域外創出型ビオトープ下流の 2 箇所であり、保全型ビオトープ上流の沢の水深は年間平均 3.8cm (最大 7.0cm)、創出型ビオトープの下流では年間平均 5.5cm (最大 30.0cm) であった。

【水生生物が好む水系】

水生生物は、湧水等のある穏やかな流れを好み、春季に水田等で産卵し、その後水温が上がらない止水等で過ごし、冬季は渇水の無い下流の深みや、湿性植生がある水路で越冬する事が知られている。

そのため、水生生物等に配慮した水系を整備するため、以下の項目に配慮した、水系環境の整備を行う事とした。

●自然水路（流水）の整備

- 通常的生活場所となる、穏やかな自然水路（流水）を整備する。
 - 繁殖池や越冬池との移動ができる様に自然水路を接続させる。
 - 素掘りを基本とし、必要に応じて木杭やソダ柵で止める。
- 現況生育地の水深 5cm 程度を参考に、河床は 10cm 程度に掘り下げる。
- 湿地側は傾斜を緩くし、降雨時には湿地に水が回る様にする。

●小水域・池（止水）の整備

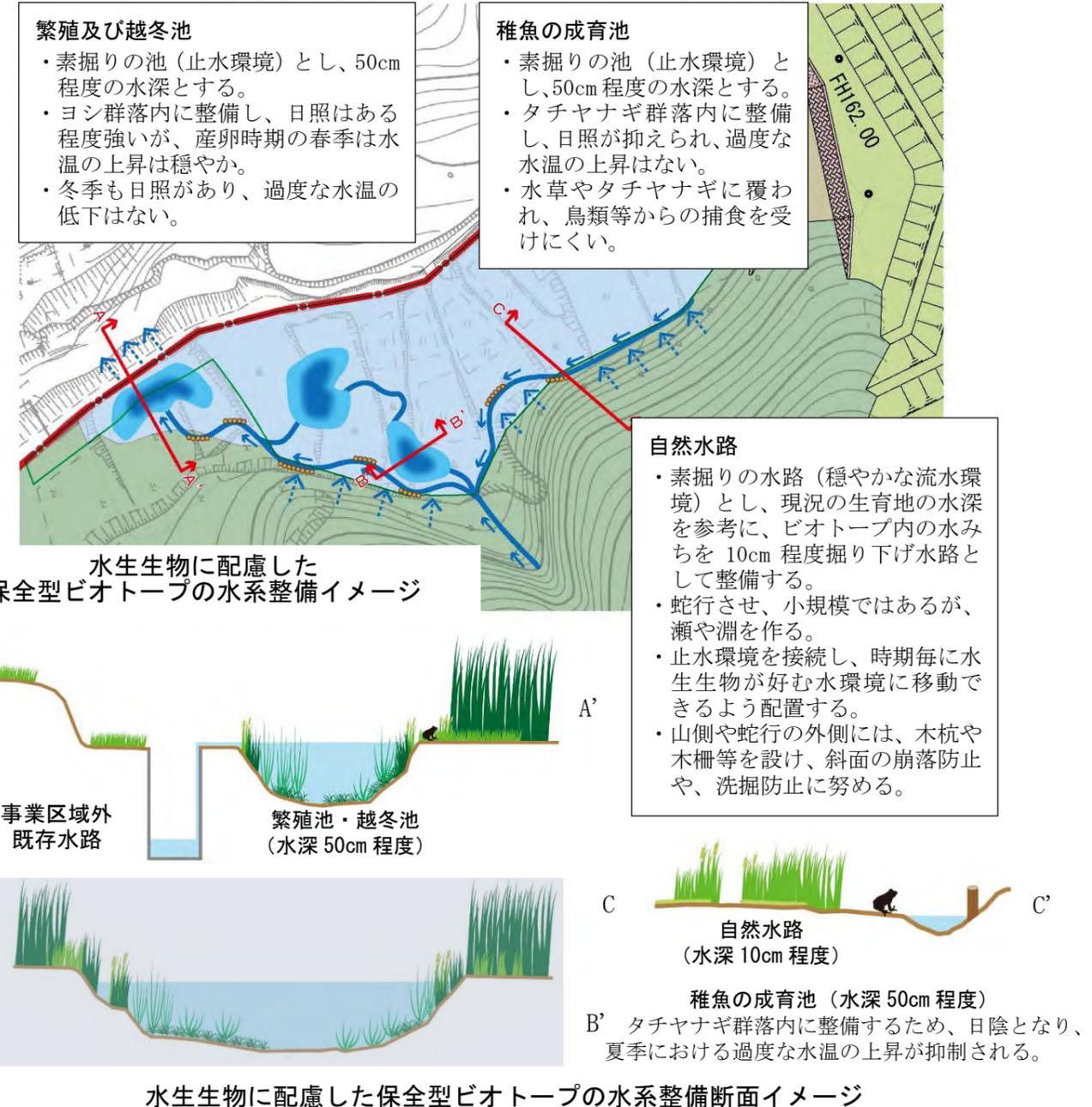
- 産卵場所や、越冬場所となる、小水域や池（止水環境）を整備する。
 - 夏季に水温の上昇が抑えられる様にタチヤナギ群落内での整備や、冬季も比較的水温が高い止水になるよう、ヨシ群落内等に整備するなど、環境を変えて複数整備する。
 - 素掘りを基本とし、隠れ場所となる水草が、ある程度水面を隠すように管理する。
- 水温の急激な変化の防止や、渇水時にも水が確実に残る様に、池底を深く掘り下げる事としたが、子供を含めた協働管理者や水田利用者等の安全性も考慮し、50cm 程度とした。

(なお、神奈川県横浜市において、最大水深 50cm の池を造成し、水生生物の保全を図っている事例もある。<https://www.nacsj.or.jp/pn/houkoku/h11/h11-pdf/h11-no14.pdf>)

*事業区域外水系との生態的連続性について

事業区域内の水生生物の孤立を防止するため、事業区域外の水系との連続性保全の必要性について検討したが、現況においても、事業区域に直接つながる水路は三面護岸で、その後暗渠となり、生態的連続性は確認されなかった。

そのため、事業区域内の水生生物は、現況でも独立した状態であるため、移動先である保全型ビオトープの水系も、事業区域外の水系との生態的連続性への配慮は行わない事とした。



【水生生物の保全池の水質について】

- 水質：現況の生息地の水温や pH 等の水質と、保全池の水源となる湧水等の水について、現地調査の結果から同程度である事が確認されている。
 - 餌環境：水生生物の主要な餌がユスリカの幼虫であることが知られており、現況生息地においてもユスリカが生息しており、保全池は現況生息地に近いため、整備後 1 カ月程度で餌環境は確保されると考えられる。
- *水生生物の移動保全に際しては、保全池の水質や餌環境等を確認した後に実施する。

2) 創外型ビオトープ

- 事業区域の南側の建蔽地に、新たに自然水路や池、植栽湿性草地等を核として整備し、失われる自然環境の代償とする。
 - ビオトープ内には素掘りを基本とした自然水路を設け流水環境を好む生物の生息環境を創出する。自然水路沿いには水系保護植栽として、高木や中木の湿地を好む樹木を植栽し、水の過度な水温上昇を防止する。
 - 自然水路の下流には池を設け、止水環境を好む生物の生息環境を創出し、池の縁にも水系保護植栽として、湿地を好む高木や中木を植栽し、水の過度な水温上昇を防止とともに、多様な動物類の生息場所とする。
 - ビオトープ西側には区域外の既存樹林があり、また東側には区域内の残留緑地があることから、ビオトープ周辺緑地との連続性に配慮し、それらと隣接する部分には樹木の植栽を行い生態的な連続性に配慮する。
 - ビオトープの利用については、整備完了後は環境学習の場として、運動施設利用者や、地域NPO、学校等の指導者を伴ったグループ等に開放する。
- *ビオトープ内の水源は、B造成法面に埋設した集水暗渠排水管（有孔管）からの水を、調整池Bを経由し導水するため、常時給水される。

図 3-5-3-4 創外型ビオトープ基本プラン

■整備の概要		
現況の建蔽地にある木造家屋を取り壊し、新たに自然水路や池を掘削し、植栽を行い整備する。水路や池の水源は調整池Bを経由した暗渠排水を基本とする。		
■整備内容		
①自然水路		68.75 m ²
池	②開放水面	89.15 m ²
	③湿性草地	43.37 m ²
湿性樹林	④水系保護植栽	119.52 m ²
	⑤擁壁遮蔽植栽	12.57 m ²
⑥植栽雑木林		116.24 m ²
⑦低木・ヤブ		118.61 m ²
⑧乾性草地		245.53 m ²
散策路・運動施設へ続く歩道		45.23 m ²
合計		858.97 m ²
■利用計画		
動植物の生育・生息に特化した場所として管理するとともに、指導者を伴ったグループや、地域NPO・住民等の環境学習の場等として利用する。		

表 3-5-3-3 創成型ビオトープの概要

整備内容・環境		
①自然水路		素掘りを基本とした流水環境。通常時は曲がりがある水路とするが、増水時には直線的な水の逃げ道も整備する。
池	②開放水面	素掘りを基本とした止水環境とし、池の概ね70%の面積を想定する。
	③湿性草地	池内にあるヨシ・ガマ等の湿性草地。自然回復を基本とし、池の30%の面積を想定する。
湿性樹林	④水系保護植栽	池や水路の水温上昇を防止する、湿性を好む高木等を基本とした植栽。ハンノキやタチヤナギ・ミズキ等を植栽する。
	⑤擁壁遮蔽植栽	景観に配慮した、ビオトープの北側にある造成法面尻の擁壁を遮蔽する植栽。ハンノキやタチヤナギ・ミズキ等を植栽する。
⑥植栽雑木林		生物の多様性が高い、コナラ等の落葉広葉樹を基本とした植栽雑木林。
⑦低木・ヤブ		低木の植栽を基本とした、ヤブを構成できる植栽。
⑧乾性草地		チガヤやエノコログサ等の在来低茎草本を基本とした低茎草地。



図 3-5-3-5 創成型ビオトープ イメージ図

6. モニタリング調査計画

工事中及び工事後の、工事による自然環境への影響の有無や程度の把握、保全対策の効果の検証等を目的とし、外部専門家による現地確認や指導を受けながらモニタリング調査を実施する。

モニタリング調査の結果は、随時東京都環境局に報告を行うと同時に評価を行い、評価結果に従った保全対策等へのフィードバックを行う。

なお、現段階においては以下の通り計画したが、実施に当たっては、詳細な施工計画や施工状況・竣工時期等を踏まえ、改めて「モニタリング調査実施計画書」を作成し、事前に東京都環境局と協議を行う。

【モニタリング調査の要点】

- モニタリング調査は、保全対策の成果を確認すると共に、必要に応じた改善を行うために実施する。
- 事業者による調査以外にも、外部専門家による現地確認と指導を受け評価を行う。
- 調査結果は随時、東京都環境局に報告を行い、必要に応じた指摘や指導を受け、保全対策の改善を行う。

(1) モニタリング調査項目

モニタリング調査項目は以下の表の通りとする。

表 3-6-1-1 モニタリング調査項目

モニタリング調査項目	
1) 希少猛禽類モニタリング調査	①営巣場所確認調査
	②繁殖状況調査
	③行動圏調査
2) 希少種モニタリング調査	①現況保全希少植物モニタリング調査
	②移植保全希少植物モニタリング調査
	③現況保全・移動保全希少動物モニタリング調査
3) 残留緑地モニタリング調査	
4) 植栽緑地・その他緑地モニタリング調査	
5) 水系モニタリング調査	

* モニタリング調査の詳細な方法等について

現段階では、以降の方法等を計画するが、実施の際には改めて「モニタリング調査実施計画書」を作成し、東京都環境局と協議を行う。

(2) 調査方法

1) 希少猛禽類モニタリング調査

事業地に最も近く、営巣が確認されている巣の繁殖ペアを対象に希少猛禽類の生息状況を把握する。なお現在確認されている事業区域周辺の3箇所について、全て営巣が確認された場合は、全ての巣の繁殖ペアを対象にモニタリング調査を行う。

なお、環境が大きく変化する伐採工について、非繁殖期を基本としているが、やむを得ず実施する場合には、モニタリング調査の頻度を高めて実施する。

① 営巣場所確認調査

希少猛禽類の営巣場所について、これまでの調査で確認された、事業区域周辺の3箇所の営巣地を基本に林内踏査等を行い、営巣場所の特定に努める。

【調査時期】

工事着手年～工事完了後1年を基本とし、各年1月～3月に実施する。なお営巣場所が確認された以降は後述の繁殖状況調査に移行する。

【調査頻度】

2回/月を基本とする。

② 繁殖状況調査

営巣場所が確認された希少猛禽類の繁殖状況について、巣の直接観察や任意観察・簡易的なVTR等により、ヒナの数や成育状況、巣立ち・独立分散の状況等について把握に努める。

【調査時期】

工事着手年～工事完了後1年を基本とし、各年4月～8月に実施する。なお4月までに営巣場所が特定されない場合には、繁殖状況調査を営巣場所調査に替えて、営巣場所の特定に努める。

【調査頻度】

2回/月を基本とする。

③ 行動圏調査

希少猛禽類の生息状況や利用域等について把握するため、定点調査の手法をとり調査を行う。また工事中においては後述の環境パトロールと協働して、工事作業における希少猛禽類への影響の有無や程度の把握に努める。

【調査時期】

工事着手年～工事完了後1年を基本とし、各年ともに通年実施する。

【調査頻度】

繁殖期(1月～8月)は2回/月

非繁殖期(9月～12月)は1回/月 を基本とする。

【調査地点】

事業前との比較のため、事業前に実施した調査地点と同じ5地点を基本とする。

2) 希少種モニタリング調査

工事中・工事後について、現況保全や移植・移動保全した希少な動植物についてモニタリング調査を実施し、環境保全措置の効果等を検証する。調査結果は必要に応じた改善対策にフィードバックさせる。

①現況保全希少植物モニタリング調査

事業区域内で現況保全した希少な植物について、生育状況の把握を行う。

自然環境調査で確認された個体を基本に、残留緑地内の希少な植物について、生育の有無や個体数、生育状況を把握する。

【実施期間】

工事着手年～工事完了後1年間を基本とする。

【実施頻度】

モニタリング調査の対象となる種の生態に合わせ、3回/年を基本とする。
(春季：5月 夏季：7月 秋季：9月 を予定する。)

【調査場所】

現況保全とした個体の生育場所を含め、残留緑地全域とする。

【調査の着目点】

現況保全とした個体や、残留緑地全域における現況保全対象種の「生育の有無」「個体数」「生育状況」について調査を行う。

生育状況については、個体群の代表的な個体について「葉形・葉の大きさ・葉色・新葉の有無・開花状況」に着目して調査を行う。

②移植保全希少植物モニタリング調査

事業区域内で移植保全を行った個体を対象に生育状況の把握を行う。

【実施期間】

移植保全実施年～工事完了後1年間を基本とする。

【実施頻度】

モニタリング調査の対象となる種の生態に合わせ、3回/年を基本とする。
(春季：5月 夏季：7月 秋季：9月 を予定する。)

【調査場所】

移植場所全てについて、各3回/年を基本とする。

【調査の着目点】

移植個体の「生育の有無」「個体数」「生育状況」について調査を行う。

生育状況については、個体群の代表的な個体について「葉形・葉の大きさ・葉色・新葉の有無・開花状況」に着目して調査を行う。

③現況保全・移動保全希少動物モニタリング調査

自然環境調査で確認された希少な動物を対象に、生息状況の把握を行う。調査の対象となる種や分類群の特性に合わせ、任意観察や任意採集等を行い、生息や繁殖の有無・可能性等に着目し、生息状況を把握する。

【実施期間】

工事着手年～工事完了後1年間を基本とする。

【実施頻度】

自然環境調査で実施した時期を基本とし、モニタリング調査の対象となる分類群や種の生態に合わせ、3～4回/年を基本とする。

表 3-6-2-1 現況保全・移動保全希少動物モニタリング調査実施予定

分類群	春季	夏季	秋季	冬季
哺乳類	4月	6月	11月	1月
鳥類	4月	7月	9月	1月
爬虫類	4月	6月	9月	—
両生類	4月・5月(卵)	6月	9月	—
昆虫類	5月・6月(ホタル)	7月	9月	—
クモ類	5月	7月	9月	—
陸産貝類	5月	7月	10月	—
水生生物	5月	7月	10月	—

【調査場所】

動物の移動能力を考慮し、事業区域及び周囲250m範囲を基本とする。

【調査の着目点】

「個体や痕跡の有無」「繁殖状況」「繁殖の可能性」に着目し、各分類群の特性に合わせた手法にて調査を行う。

繁殖状況や繁殖の可能性については、「卵・幼鳥・幼生・幼虫・幼体」「囀り・求愛行動等を含めた繁殖行動」等の有無を指標として調査する。

3) 残留緑地モニタリング調査

事業区域内の残留緑地において任意踏査を行い、植生に着目した保全状況や管理状況・林相改良の状況についてモニタリングを行う。

- 保全状況については、群落の生育や遷移等の有無や程度を把握する。特に工事中においては、伐採範囲の遵守状況、改変部との境界における工事による植生への影響の有無や程度を把握する。
- 管理状況についてはツル切り、下草刈り、枯倒木・風倒木処理作業の進行状況を把握する。
- 林相改良については、樹木の間伐や皆伐等の、林相改良作業の実施状況、目標とした植生への移行状況等を把握する。

【実施期間】

工事着手年～工事完了後1年間を基本とする。

【実施頻度】

- ・保全状況：工事中は1回/月、工事後は1回/年を基本とする。
- ・管理状況：1回/年を基本とする。
- ・林相改良の状況：1回/年を基本とする。

【調査場所】

残留緑地全域とする。

【調査の着目点】

残留緑地について、保全状況や管理状況・林相改良の状況について調査を行う

表 3-6-2-2 残留緑地モニタリング調査の着目点

項目	モニタリング調査の着目点
保全状況	<ul style="list-style-type: none"> ・植生（群落）の変化（遷移等）の有無や程度 ・伐採範囲の遵守状況（工事中） ・改変部境界における工事による植生への影響の有無や程度 ・人による不要な立ち入りの有無や程度
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ツル切り・下草刈り等、林床管理の実施状況 ・枯倒木・風倒木の処理作業の実施状況
林相改良の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐・除伐等の林相改良作業の実施状況 ・目標とした植生への移行状況

4) 植栽緑地・その他緑地モニタリング調査

事業区域内の植栽緑地やその他植栽地（調整池A・調整池B・切土法面吹付け）において、任意踏査を行い植生の生育状況の把握を行う。

- 植栽緑地・切土法面吹付けの植栽樹木・植栽草本・吹き付け種子の活着状況や生育状況について把握する。生育状況については、代表的な個体について詳細な把握を行う。なお生育状況が不良な場合には必要に応じた管理を速やかに行う。
- 調整池A・調整池Bについては、自然回復による植生の分布や植物相について把握する。

【実施期間】

植栽完了後～工事完了後1年間・その他緑地整備後～工事完了後1年間を基本とする。

【実施頻度】

春季（5月）及び秋季（9月）の2回/年を基本とする。

【調査場所】

植栽緑地全域・その他緑地全域（調整池A・調整池B・切土法面吹付け）とする。

【調査の着目点】

植栽緑地やその他緑地の、保全状況や管理状況・林相改良の状況について調査を行う

表 3-6-2-3 植栽緑地・切土法面吹付けのモニタリング調査の着目点

項目	植栽緑地モニタリングの着目点
植栽樹木や草本の活着状況	<ul style="list-style-type: none"> ・活着しなかった樹木の樹種・本数・位置 ・活着しなかった草本の種類・量・位置
植栽樹木や草本の生育状況	<ul style="list-style-type: none"> ・生育が良好又は不良な樹木の代表的な個体の生育状況 <ul style="list-style-type: none"> ・樹勢・枝の伸長・梢枝先の枯損・葉色 ・葉（芽）の大きさ・病虫害や獣害の有無や程度 ・生育が不良な個体の樹種・本数・位置
	<ul style="list-style-type: none"> ・生育が良好又は不良な草本の代表的な個体の生育状況 <ul style="list-style-type: none"> ・葉形・葉の大きさ・葉色・新葉の有無・開花状況 ・生育が不良な個体の種類・量・位置

表 3-6-2-4 その他緑地（調整池A・調整池B）のモニタリング調査の着目点

項目	植栽緑地モニタリングの着目点
植生等の回復状況	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地毎の回復した植生の分布状況 ・回復した植生における植物相

5) 水系モニタリング調査

工事中及び工事後について、水系モニタリングとして流量及び水質の調査を行う。
実施場所は事業区域内の4箇所、事業区域外2箇所の合計6箇所を基本とする。

【実施期間】

工事着工年～工事完了後1年間を基本とする。

【実施頻度】

- ①流量調査：1回/月を基本とする。
- ②水質調査：4回/年（春季・夏季・秋季・冬季）を基本とする。

【調査場所】

以下のst1～6の6地点を基本とする。

事業区域内		事業区域外	
st1	調整池Aの放流地点	st5	保全型ビオトープの下流水路
st2	保全型ビオトープ水源の沢	st6	創出型ビオトープの下流水路
st3	調整池Bの放流地点	—	—
st4	創出型ビオトープの自然水路	—	—

【調査項目】

以下の項目を基本に調査する

調査	調査項目
流量調査	水深 (cm)・流量 (ℓ/min) 合計2項目
水質調査	ph (水素イオン濃度)・BOD (生物化学的酸素要求量) ss (浮遊物)・DO (溶存酸素量)・大腸菌数 合計5項目

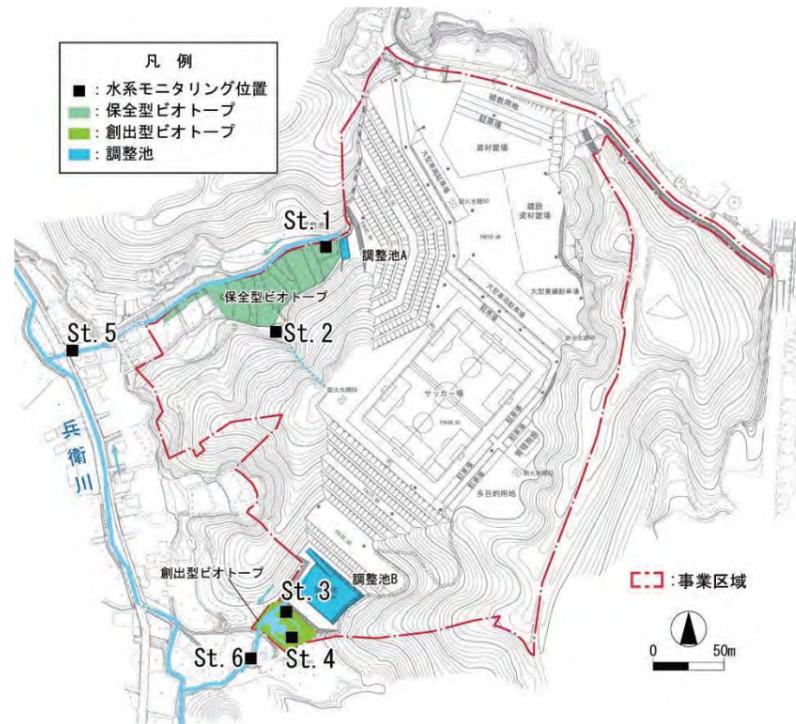


図 3-6-2-1 水系モニタリング調査地点

6) 自然環境保全に関する勉強会

自然環境に対する啓発や、保全措置の周知徹底を目的とし、工事の進捗状況や工種に合わせ、工事関係者を対象として、勉強会を実施する。

【実施時期・頻度】

工事実施期間中を基本とし、工事の進捗状況や工種に合わせ、1回/年程度を基本とする。

【主な内容】

- ・自然環境保全の意義や根拠
- ・希少な動植物の意義や根拠・生態や生息状況
(生育場所や営巣場所等についての詳細な場所は保全上の観点から、一般作業員等には知らせない。)
- ・保全措置や配慮事項の説明（遵守すべき事項の周知徹底）
- ・自然環境保全に関する緊急連絡方法の周知（傷病鳥獣の保護・密猟盗掘の防止等）

7) 環境パトロール

保全措置の実施状況の把握を目的とし、施工者や施工管理者とは別の専門のパトロール員による現地確認を定期的に行う。

【パトロール員】

施工者以外の自然環境に関する専門知識がある者

【実施時期】

工事着手時～工事完了時を基本とする。

【実施頻度】

- ・希少猛禽類の繁殖期（1月～8月）：2回/月
- ・希少猛禽類の非繁殖期（9月～12月）：1回/月

【主な調査項目】

- ・作業現場における保全措置や配慮事項の実施状況確認。
- ・希少猛禽類モニタリング調査と連携した、希少猛禽類の行動状況と作業現場における騒音や振動・人圧等の把握。
- ・作業現場における移動保全対象種の確認と必要に応じた捕獲と移動。

(3) モニタリング調査結果の報告・評価

モニタリング調査結果については、随時外部専門家による現地確認と指摘・指導を受けるとともに、東京都環境局に報告を行う。

調査結果は、外部専門家や、東京都環境局からの指摘・指導等を踏まえ、必要に応じた保全策の再検討等、事業に還元させる。

【モニタリング調査結果の報告・評価の要点】

- 評価は、事業者が行ったモニタリング調査結果や外部専門家による現地確認と指摘・指導を踏まえ随時行う。
- 報告は、事業者が行ったモニタリング調査結果を基本に、外部専門家による現地確認結果や指摘・指導内容も含め、随時東京都環境局に行う。
- 評価結果を踏まえた、外部専門家や東京都環境局の指摘・指導を踏まえ、必要に応じた保全策の再検討や追加措置を行う。

1) 希少猛禽類調査

繁殖状況や生息状況を基本に外部専門家への報告を行い、評価を受けるとともに、東京都環境局への報告を行う。なお希少猛禽類への対応は緊急性を伴う事が多い事から、東京都環境局への報告は、造巢、抱卵、孵化、巣立、分散等、繁殖ステージ毎を目安に、繁殖期は1回/2ヶ月、非繁殖期は1回/年の頻度で行い、外部専門家への報告は繁殖期1回、非繁殖期1回の2回/年の頻度で行う。指摘・評価を踏まえた対応は、外部専門家の指導を受け随時行う。

2) 希少種モニタリング調査

現況保全希少植物モニタリング調査・移植保全希少植物モニタリング調査

希少な植物の生育状況を基本に、外部専門家による現地確認と評価を受けるとともに、東京都環境局への報告を行う。外部専門家による現地確認と評価は、対象となる植物の生態に合わせて1回/年の頻度を基本とし、同じ頻度で東京都環境局への報告を行う。指摘・評価を踏まえた対応は、外部専門家の指導を受け随時行う。

3) 希少種モニタリング調査

現況保全・移動保全希少種動物モニタリング調査

希少な動物の生息状況を基本に、外部専門家による現地確認と評価を受けるとともに、東京都環境局への報告を行う。外部専門家による現地確認と評価は、対象となる動物の生態に合わせて1回/年の頻度を基本とし、同じ頻度で東京都環境局への報告を行う。なお哺乳類・鳥類・一部の昆虫類については移動能力が極めて高いことから、周辺地域における確認状況も評価の対象とし、指摘・評価を踏まえた対応は、外部専門家の指導を受け随時行う。

4) 残留緑地モニタリング調査

残留緑地において、現況保全の状況や林相改良の作業進行状況、目的とした植生への遷移状況等について、外部専門家による現地確認と評価を受けるとともに、東京都環境局への報告を行う。外部専門家による現地確認と評価は、1回/年の頻度を基本とし、同じ頻度で東京都環境局への報告を行う。指摘・評価を踏まえた対応は、外部専門家の指導を受け随時行う。

5) 植栽地・その他緑地モニタリング調査

植栽緑地及び、その他緑地において、植栽を行った樹木等の活着状況や生育状況を基本に、外部専門家による現地確認と評価を受けるとともに、東京都環境局への報告を行う。外部専門家による現地確認と評価は、1回/年の頻度を基本とし、同じ頻度で東京都環境局への報告を行う。指摘・評価を踏まえた対応は、外部専門家の指導を受け随時行う。なお外部専門家が確認していない時期であっても、生育状況が明らかに不良な樹木等があれば、再植栽を含め随時対応を行う。

6) 水系モニタリング調査

①流量等モニタリング調査

希少種モニタリング調査結果や植栽地モニタリング調査結果も踏まえ、調査結果とともに、事業区域内の水系を必要とする動植物への影響に着目した評価の報告を行い、必要に応じた対応を随時行う。

②水質モニタリング調査

生活環境項目について、報告・評価を行う。評価は「生活環境の保全に関する環境基準」（環境省）に従い、随時必要に応じた対応を行う。

表 3-6-3-1 モニタリング調査等工程表

モニタリング調査等の項目		工事期間中及び工事完了後1年間											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1) 希少猛禽類モニタリング調査	①営巣場所確認調査	● ●	● ●	● ●									
	②繁殖状況調査				● ●	● ●	● ●	● ●	● ●				
	③行動圏調査	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	●	●	●	●
	東京都への報告		●		●		●		●		●		●
	外部専門家への報告と評価								●				●
2) 希少種モニタリング調査	①現況保全希少植物モニタリング調査					春季		夏季		秋季			
	②移植保全希少植物モニタリング調査					春季		夏季		秋季			
	東京都への報告									●			
	外部専門家への報告・現地確認・評価									●			
	③現況保全・移動保全希少動物モニタリング調査	冬季			春季			夏季		秋季			
	外部専門家への報告・現地確認・評価									●			
3) 残留緑地モニタリング調査	現地調査	← 工事期間中1回/月 →											
	東京都への報告									●			
	外部専門家への報告・現地確認・評価									●			
4) 植栽緑地・その他緑地モニタリング調査	現地調査					春季				秋季			
	東京都への報告									●			
	外部専門家への報告・現地確認・評価									●			
5) 水系モニタリング調査	流量調査	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	水質調査	冬季			春季			夏季			秋季		
	東京都への報告												●
6) 自然環境保全に関する勉強会(対象工事着工前に1回/年程度で実施)	← 1回/年程度で実施 →												
7) 環境パトロール	現地調査(工事期間中のみに実施)	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	● ●	●	●	●
	東京都への報告		●		●		●		●		●		●